

(経済構造実態調査)(工業統計調査)
(商業統計調査)(特定サービス産業実態調査)

審 査 メ モ

総務省及び経済産業省は、以下のとおり、経済構造実態調査を創設・実施するとともに、工業統計調査の一部を変更し、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査を中止する計画である。

I 経済構造実態調査

1 調査創設の必要性

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。)では、

「経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。」

とされており、具体的な方策として、以下の取組を行うこととされている。

表1 第Ⅲ期基本計画における指摘事項

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査(拡大調査部分)及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。 ◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、 経済産業省	平成31年度(2019年度)から実施する。
		総務省、 経済産業省	平成31年度(2019年度)から同時実施し、平成34年(2022年)調査の企画時まで結論を得る。

本調査の創設は、基本計画で示された方向性に沿ったものであり、経済構造統計を軸とした経済統計の体系的整備(表2を参照)という観点からも、調査実施の必要性は認められるものとするが、その全体像についてあらかじめ確認しておく必要がある。

なお、調査の具体的な計画については、以下において、個別に審議いただく。

表2 平成31年度(2019年度)以降の調査体系

現行			変更(案)		
統計調査名	府省	種類	統計調査名	府省	種類
商業統計調査	経済産業省	基幹統計調査	経済構造実態調査	総務省 経済産業省	基幹統計調査
特定サービス産業実態調査	経済産業省	基幹統計調査			
サービス産業動向調査 ^(注)	総務省	一般統計調査			

(注) サービス産業動向調査は年次調査部分

(論点)

- ① 本調査の具体的な調査計画は、こういった理念に基づいて、作成されたのか。また、基本計画の方向性と整合しているのか。
- ② 本調査の創設は、今後の経済統計の体系的整備において、どのような位置付けになるものと見込まれているのか。

2 今回申請された調査計画の内容

(1) 調査の名称

○ 調査の名称を「経済構造実態調査」とする。

(審査状況)

本調査は、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成するために、産業横断的な実態を毎年把握しようとする調査であり、将来的な拡充・整備の方向性も加味すると、計画されている調査名に、特段の問題はないものとする。

(2) 調査対象の範囲、報告者の選定方法

① 甲調査

- 個人経営の企業及び農林水産業、建設業等、一部の産業に属する企業を除く全ての産業分野の企業を対象とする。
- 日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業について、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業の全てから報告を求める。

② 乙調査

- 特定のサービス業に属する企業、事業所を対象とする。
- 無作為抽出により報告者を選定する。

※ なお、工業統計調査については、これまでと同様、従業者4人以上の製造業の事業所の全てから報告を求める。

(審査状況)

ア 本調査の調査対象の範囲及び報告者数の詳細については、表3及び表4のとおり計画されている。

表3 調査対象の範囲

経済構造実態調査	(参考) 経済センサス - 活動調査
【甲調査】 日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに<u>売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲</u>に含まれる企業。 ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。 ① 「大分類A－農業、林業」 ② 「大分類B－漁業」 ③ 「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」 ④ 「大分類D－建設業」 ⑤ 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」（「小	日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所 ① 大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所 ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所 ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792－家事サービス業に限る。）に属する事業所

分類792－家事サービス業」に限る。） ⑥ 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」 ⑦ 「大分類S－公務」	④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所
【乙調査】 特定のサービス業に属する企業、事業所	

表4 調査対象の範囲（詳細）及び報告者数

産業分類	調査対象		
	経済構造実態調査		工業統計調査
	甲調査	乙調査	
E 製造業	企業		事業所
F 電気・ガス・熱供給・水道業	企業		
G 情報通信業	企業	企業（一部） 事業所（一部）	
H 運輸業、郵便業	企業		
I 卸売業、小売業	企業		
J 金融業、保険業	企業	企業（一部）	
K 不動産業、物品賃貸業	企業	事業所（一部）	
L 学術研究、専門・技術サービス業	企業	事業所（一部）	
M 宿泊業、飲食サービス業	企業		
N 生活関連サービス業、娯楽業	企業	事業所（一部）	
O 教育、学習支援業	企業	事業所（一部）	
P 医療、福祉	企業		
Q 複合サービス事業	企業		
R サービス業（他に分類されないもの）	企業	事業所（一部）	
T 分類不能の産業	企業		
報告者数	約20万企業	約4千企業 約4万8千事業所	[甲調査：従業者30人以上の事業所] 約6万5千事業所 [乙調査：従業者4人～29人の事業所] 約29万事業所

（注）経済構造統計調査の乙調査の調査対象業種は、以下のとおりである。

- ① 企業対象：日本標準産業分類の細分類「411 映像情報制作・配給業」、「412 音声情報制作業」、「413 新聞業」、「414 出版業」、「416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」、「643 クレジットカード業、割賦金融業」
- ② 事業所対象：日本標準産業分類の小分類「391 ソフトウェア業」、「392 情報処理・提供サービス業」、「401 インターネット附随サービス業」、中分類「70 物品賃貸業」、小分類「726 デザイン業」、「731 広告業」、「743 機械設計業」、「745 計量証明業」、「796 冠婚葬祭業」、「801 映画館」、「802 興行場（別掲を除く）、興行団」、「804 スポーツ施設提供業」、「805 公園、遊園地」、「823 学習塾」、「824 教養・技能教授業」、「901 機械修理業（電気機械器具を除く）」、「902 電気機械器具修理業」

イ 甲調査の調査対象産業を製造業及び第三次産業全般とすることについては、第Ⅲ期基本計画に沿って、GDPの大宗をカバーする範囲とし、中間年における産業横断的な経済構造統計を作成・提供するためであり、また、企業調査として実施した上で、日本標準産業分類の大分類、中分類又は小分類ごとに、売上高の上位から8割を占める範囲としたことについては、付加価値の大宗をできるだけ少ない報告者数で把握しようとするものであり、おおむね適当と考えられる。

ただ、その設計の考え方については、数値的な根拠も含め、確認しておく必要がある。

ウ 乙調査については、現行の特定サービス産業実態調査の標本設計を引き継ぐものであり、基本的に変更が予定されていないが、設計の考え方について、この機会に改めて確認する必要がある。

エ なお、調査の設計上、報告者の中には、甲調査と乙調査、また、甲調査と工業統計調査と間で重複して報告を求められる可能性がある。

については、調査が重複した場合の対応について確認する必要がある。

(論点)

【甲調査】

- a 甲調査を企業調査として実施する理由は何か。
- b 甲調査において、調査対象の範囲を「日本標準産業分類の大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア8割」とした理由は何か。
- c 甲調査の調査対象としない産業の除外理由は何か。除外することで利活用上の支障は生じないか。
- d 甲調査について、産業別にどの程度の報告者数が想定されているか。

【乙調査】

- e 乙調査の対象となるサービス産業の範囲は、どのような基準・利活用を目的として選定されているのか。また、企業調査と事業所調査が混在しているのはなぜか。
- f 乙調査については、将来的な調査対象の範囲・標本設計の考え方に変更はあり得るのか。

【調査の重複関係と対応】

- g 工業統計調査は事業所調査であるが、単独事業所企業の場合、本調査の甲調査と重複する可能性がある。両調査が重複した場合、どのような対応をとるのか。
- h 経済構造実態調査の甲調査（企業調査として実施）と乙調査（企業調査の部分がある）において、調査が重複する場合には、どのような対応をとるのか。

(3) 調査事項、調査時期

① 甲調査

- i) 経済構造実態調査では、調査事項として、「企業全体の売上（収入）金額」、「費用総額及び費用項目」、「企業全体の事業活動別の売上（収入）金額」等を計画している。
- ii) また、卸売・小売業を主たる業とする企業については、これらの調査事項に加え、「企業全体の年初及び年末商品手持額」、「年間商品仕入額」等を把握する計画である。
- iii) さらに、企業の規模等の要件により、費用のより詳細な項目での把握や企業傘下の支所事業所に係る調査事項を把握する計画である。

※ なお、工業統計調査の調査事項については、従前と同様である。

② 乙調査

現行の特定サービス産業実態調査を引き継ぐ乙調査については、現行の同調査の調査事項のうち、経理事項以外の事項を基本的に継続する。

- ・ 甲調査、乙調査とも、毎年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）、5月下旬～6月下旬にかけて実施する。

(審査状況)

ア 総務省及び経済産業省は、経済構造実態調査について、以下のとおり、調査事項を設定した上で、毎年実施することが計画されている。

表 5 調査事項

甲調査	乙調査
製造業及びサービス業の企業 (個人経営の企業、一部産業に属する企業を除く) ①産業大・中・小分類のそれぞれにおいて売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業 ・企業の属性事項 ・売上総額及び商品販売額 ・費用総額及び費用の主要項目別金額 ・事業活動別の売上金額 等 (卸売業・小売業に属する企業のみ) ・年初及び年末商品手持額 ・年間商品仕入額 ②同売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業 ※製造業を除く ・事業区分別の費用割合 ・一事業区分に係る費用の項目別金額 ③有価証券報告書等提出企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業においては資本金2億円以上）の企業及び相互会社 (傘下事業所) ・事業活動 ・売上総額 等 (卸売業・小売業に属する事業所のみのみ) ・卸売業販売額及び小売業販売額 ・小売業の売場面積 ・卸売業販売額の本支店間移動の割合	特定サービス産業の事業所・企業 ○特定のサービス産業において、抽出された企業又は事業所 ・業種ごとの事業特性事項

イ 甲調査の調査事項については、第Ⅲ期基本計画において中間年の経済構造統計について、有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資することが求められていることを踏まえ、経済構造の実態を適切に把握しつつ、調査事項によって報告者を限定し、報告者負担の抑制を図ろうとしているものであり、適当と考えるが、単独事業所企業における経済構造実態調査と

工業統計調査との役割分担や、報告者負担の軽減方策等について、改めて確認する必要がある。

ウ また、商業部門については、これまで、商業統計調査が経済センサス - 活動調査の中間年に1度だけ実施されていたところ、毎年調査に変更される。このため、報告負担が増加するものと考えられるため、記入負担の増加抑制方策について確認しておく必要がある。

エ 乙調査については、現行の特定サービス産業実態調査の調査事項のうち、経理事項以外の事項を基本的に継続することとしており、今回の変更において、基本的に見直しが予定されていない。したがって、調査事項の必要性及び今後における調査事項の縮減余地について、検討する必要がある。

(論点)

- a 調査対象企業を、
- ①「産業大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア8割を達成する範囲に含まれる企業」、
 - ②「産業大分類、中分類又は小分類ごとに売上高シェア5割を達成する範囲に含まれる企業」、
 - ③「有価証券報告書等を提出している企業、売上高1,000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社」
- の3つに区分した理由は何か。
- b 甲調査における第1面～第3面における調査事項の設定は、どのような考え方によるものか。また、第2面において、事業活動別の費用について詳細な項目を設定した理由は何か。
- c 第1面～第3面について、それぞれどの範囲をプレプリントとするのか。
- d 製造業において、企業を対象とした経済構造実態調査（甲調査）と、事業所を対象とした工業統計調査の把握内容の相違は何か。単独事業所企業の場合、どのように把握するのか。
- e 現行の特定サービス産業実態調査の調査対象業種においては甲調査と乙調査の両方が行われるが、調査事項の調整はどのようになっているのか。特に、企業全体の売上高等、両調査で把握する項目はどのように重複を是正するのか。
- f これまで商業統計調査や特定サービス産業実態調査において把握していた調査項目のうち、今回、簡素化された内容は何か。また、今回、把握する調査項目について、その利活用上の必要性は何か。
- g 調査の実施時期を5月下旬から6月下旬とした理由は何か。企業・事業所を対象とした他の統計調査も同じ時期に実施されるが、報告者負担の軽減の観点で、どのような対応を考えているか。また、毎年調査として実施することにより、これまで商業統計調査の対象となった企業については、報告者負担が大きく増加することが想定されるが、負担の増加を抑制するため、どのような対応を考えているのか。
- h 経済構造実態調査において、売上（収入）金額や費用総額の調査対象期間は、「原則として、調査実施年の前年の1月から12月までの1年間とされている」が、その理由は何か。また、例外的に会計年度での記入も可能とするのか。

- i 乙調査について、現行の特定サービス産業実態調査の調査事項のうち、経理事項以外の事項を基本的に継続することとしているのはなぜか。利活用や記入状況を踏まえ、全く見直しの余地がなかったのか。現時点において、将来における方向性はあるか。

(4) 調査方法

○ 経済構造実態調査においては、外部の調査実施事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施する。

(審査状況)

ア これについては、第Ⅲ期基本計画において、民間事業者を一層効果的に活用する観点から、統計調査に精通した民間事業者の育成や裾野の拡大等を通じ、官民を超えて統計を支える基盤を構築するとともに、郵送・オンライン調査の手法による実査業務や照会対応業務などの民間事業者が優れたノウハウ等を有する業務については、積極的に民間事業者を活用することが求められている^(注)ことを踏まえたものであり、おおむね適切と考えるが、第Ⅲ期基本計画に列挙された留意点に即して、民間事業者の活用に応じた効果や影響等について確認する必要がある。

併せて、経済構造統計調査と工業統計調査を、同時一体的にどのように調査を行うのかについても確認する必要がある。

イ なお、経済構造実態調査と同時・一体的に実施する工業統計調査については、従来どおり、

- ① 単独事業所の場合は、都道府県・市区町村を經由した調査員調査（オンライン回答も可）
- ② 製造事業所を複数有する企業の場合は、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施する計画であり、両調査の実施方法・連携等について確認する必要がある。

(論点)

- a 経済構造実態調査において、調査計画上「民間事業者」ではなく、「調査実施事業者」とされているのはなぜか。
- b 総務省・経済産業省と調査実施事業者との間で、どのような役割分担が想定されているか。また、経済構造実態調査は、20万企業を対象とする大規模年次調査であり、適正な入札制度を維持しつつ、的確な履行を確保するため、事業者を継続的に確保・活用することは可能か。
- c 第Ⅲ期基本計画において、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長会議等会議申合せ）に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む」とされている。ついては「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等を踏まえ、以下の①～④について、どのような対応を検討しているか。

① 統計の品質の維持・向上

- ・ 調査員調査の取りやめにより、調査への協力依頼、記入漏れや誤りなどの記入上の疑義等に対して、今までのような手厚い対応が行われなくなると考えられるが、民間委託による郵送・オンライン化移行後においても、高い回収率を維持するとともに、正確な回答を確保するために、どのような取組を想定しているか。
- ・ 集計は、どのような手順で行われるか。総務省は、結果精度の維持の観点から、集計業務において、どのような関与を予定しているか。

② 報告者の秘密保護

- ・ 報告者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定しているか。また、再委託を想定しているような業務はあるのか。

③ 信頼性の確保

- ・ 民間事業者への委託により、報告者が調査に対する不信感や拒否感を持たないようにするため、どのような取組を想定しているか。

④ 民間事業者の履行能力の確認

- ・ 民間事業者の履行能力は、どのような方法で、確認することを想定しているか。

d オンラインでの回答を促進するため、調査票配布時や記入時にどのような措置を講じることとしているか。

e 報告者負担の軽減の観点から、どのような対応を検討しているのか。

【工業統計調査との同時・一体的実施について】

f 工業統計調査と同時・一体的に実施するとのことであるが、「同時・一体的実施」とは、具体的にどのような対応を予定しているのか。また、このような対応を行うメリットは何か。

g 経済構造実態調査と工業統計調査の両方の対象となる者については、どのように調査票の配布・回収を行うのか。

(5) 集計事項

- ① 甲調査は、産業別経営組織別の企業等数、売上（収入）金額等、調査事項の内容を反映した形で、集計を行う。
- ② 乙調査においては、これまで、特定サービス産業実態調査において行っていた都道府県別集計を取りやめることとしている。
- ③ なお、製造業に属する企業等において、経済構造実態調査と工業統計調査で調査が重複している場合は、工業統計調査から調査票情報の提供を受けて、本調査の集計に活用する。

(審査状況)

ア 総務省及び経済産業省は、調査事項について、産業別、経営組織別等で集計を行うこととしている。また、地域別集計については、甲調査については、都道府県別集計を行うものの、乙調査については、前身となる特定サービス産業実態調査で行っていた都道府県別集計を取りやめることとしている。

集計内容全般としては、調査事項を踏まえたものであることから、おおむね適当と考えるが、地域別集計の縮小も予定されていることから、本調査の前身となる各調査から提供されていた情報がどのように変化しているのか、確認する必要がある。

イ 製造業については、工業統計調査と同時・一体的に実施することの一環として、経済構造実態調査と工業統計調査で報告者が重複した場合、工業統計調査においてデータを把握し、結果を移送することが予定されており、報告負担の抑制から適当であると考えるが、移送するデータに過不足がないか確認する必要がある。

(論点)

- a 経済構造実態調査において、どのような集計事項が予定されているか。
特に、地域別の表章としてどのようなものを行うのか。可能な範囲で、集計のイメージを示していただきたい。
- b 甲調査については、上位80%の全数調査として行われるが、集計時には、80%のみの単純集計を行うのか。それとも、残る20%を推計して、全体として公表するのか。可能な範囲で、集計のイメージを示していただきたい。
- c これまで商業統計調査や特定サービス産業実態調査で提供されていた集計事項で、経済構造統計調査において提供されない事項は何か。特に、地域別集計の縮小が予定されているが、その理由は何か。
- d 経済構造実態調査と工業統計調査で報告者が重複した場合、工業統計調査で得られたデータを移送することとされているが、経済構造実態調査の集計に不足のない形で情報が移送されるのか。

(6) 調査結果の公表

○ 集計結果について、以下のとおり、3回に分けて公表する。

- ・ 一次公表：調査実施年の翌年3月末までに公表
- ・ 二次公表：調査実施年の翌年7月末までに公表
- ・ 三次公表：調査実施年の翌年10月末までに公表

(審査状況)

ア これについては、一次公表が調査の終了後1年以内（9か月後）であり、公表可能なものから、順次公表することで、利活用に資するものと考えられるが、それぞれの公表において、どの範囲でなされるのか、想定される利活用に支障がないか確認する必要がある。

イ また、本調査については、工業統計調査と同様、総務省と経済産業省と共管で実施されることとされているが、集計作業における役割分担についても確認する必要がある。

(論点)

- a 調査実施後、結果の公表までのスケジュールを具体的に示されたい。
- b それぞれの公表の際に、どのような内容の集計表を公表するのか。
- c 調査結果を3回に分けて公表する必要性は何か。
- d 国民経済計算等、結果の利活用面から見て、今回の公表のスケジュールは問題ないか。
- e 集計段階から結果の公表における総務省と経済産業省の役割分担は、どのようになっているか。事務フローに沿って、整理いただきたい。

II 工業統計調査

1 今回申請された調査計画の内容

(1) 調査の目的

○ 本調査の目的を、「我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計を作成することを目的とする。」から「我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。」に変更する。

(審査状況)

従前、「工業統計」が基幹統計として指定され、本調査は、それを作成するための調査としての位置付けを有していた。

しかし、経済センサス-活動調査の中間年における「経済構造統計」の整備の一環として、「工業統計」は、「経済構造統計」に統合・再編されることが想定されている。

本調査の目的の変更は、これに伴うものであり、特段の問題はないと考えるが、今回の諮問に係る答申を作成いただく段階では、調査目的の変更意義・効果について、基幹統計の統合・再編と合わせて、整理していただければと考えている。

(2) 調査実施者

○ これまで経済産業省が実施する調査として行ってきたものを、総務省と経済産業省の共管調査として実施する。

(審査状況)

今般の経済構造統計の整備の一環として、工業統計調査は、新たに計画されている「経済構造実態調査」と同時・一体的に実施することが計画されている。

本調査の共管化は、両調査の円滑な実施のために相応の効果が期待されることから否定するものではないが、今回の諮問に係る答申を作成いただく段階では、同時・一体的実施に当たっての両省の役割分担や、製造業における報告者の重複排除方法について、これまでの経済構造実態調査に係る審議を踏まえ、整理していただければと考えている。

2 統計委員会諮問第83号の答申（平成28年1月21日付け府統委第22号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第83号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

1 従業者数の把握範囲の整理について

経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備の観点からは、特段の支障がない限り、経済センサスにおける把握方法に合わせることが望ましい。ついては、本申請の変更対象となる平成29年の調査実施までに、従業者数の把握範囲の相違の解消について検討し、可能な範囲で措置する必要がある。

2 オンライン調査の更なる推進について

報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあるオンライン調査

を更に推進するため、今回、本調査全体に拡げるオンライン調査の利用状況を分析・検証し、更なるオンライン調査の取組を進める必要がある。

(審査状況)

このうち、1については、既に対応済み（平成28年5月31日承認）である。

また、2については、平成29年調査から、複数事業所を有する企業・事業所である報告者に限って認めていたオンライン調査を、単独事業所である報告者にまで拡大しているところであるが、その後のオンライン調査の利用状況について確認する必要がある。

(論点)

- a 平成29年調査におけるオンラインの利用状況はどのようになっているか。
- b 平成28年度調査までのオンライン調査の利用状況との比較はどのようになっているか。
- c オンライン調査促進のために、どのような取組を行っているか。

Ⅲ 商業統計調査、特定サービス産業実態調査

1 今回申請された調査計画の内容

○ 中間年における経済構造統計の整備の一環として、両調査を廃止（手続上は中止）する。

（審査状況）

中間年における経済構造統計の整備の一環として、総務省及び経済産業省の共管調査として「経済構造実態調査」の創設が予定されているところであるが、この調査は、現行の商業統計調査及び特定サービス産業実態調査等を統合・再編の上、製造業及び第三次産業全般を対象にする年次調査として計画されているものであり、両調査の趣旨については、経済構造実態調査に引き継がれる。

そのため、両調査を単独の調査として存続する必要がないと考えられることから、両調査の廃止（手続上は中止）は、適当であると考ええる。

2 統計委員会諮問第50号の答申（平成25年6月21日付け府統委第67号）及び諮問第54号の答申（平成25年7月26日付け府統委第95号）及びにおける「今後の課題」への対応状況について

商業統計調査については、統計委員会諮問第50号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

3 プレプリント事項の拡大について

商業調査においてこれまでもプレプリント事項の拡大を順次進めてきているところであるが、今後も、情報の機密保護を考慮しつつ、報告者負担の軽減、国が把握している統計データの報告者への還元の見地から、更なるプレプリント事項の拡大の可能性について、次回調査までに検討する必要があること。

（注）課題の1（平成18年3月の「経済センサスの枠組みについて」の中で指摘されている「5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」を中心とした枠組みの検討について）と2（母集団情報の整備等の在り方について）は、経済センサス－基礎調査の審議の中で確認。

また、特定サービス産業実態調査については、統計委員会諮問第54号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

1 本調査の今後の在り方の検討について

経済産業省は、平成24年経済センサス－活動調査の結果を踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、サービス産業分野における統計の体系的整備の中で、本調査の今後の在り方について、引き続き抜本的な検討を行う必要がある。

2 各業種の特性に対応した調査事項の設定の検討について

経済産業省は、前回答申において検討が求められた各業種の特性に対応した調査事項の設定について、(1)の検討結果を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。

(審査状況)

両調査は、今回計画されている経済構造実態調査に統合・再編することが計画されており、上記の課題については、それぞれ今回の調査計画に係る審議の中で確認することとしたい。

- 「プレプリントの拡大」 → 「1（3）調査事項の変更」の中で確認
- 「特定サービス産業実態調査の今後のあり方」
→ 「1（2）調査対象の範囲」の中で確認
- 「事業特性事項の把握」 → 「1（3）調査事項の変更」の中で確認